頒布権（第26条）

頒布権は、映画の作品だけに認められた権利で、映画のコピーを売ったり貸したりして配ることについての権利です。

概要

ひとことで言うと

頒布権は「譲渡」と「貸与」の両方を含む

映画の著作物の頒布

譲渡する
売る・あげる

貸与する
貸す

条文

条文を読む（第26条）と「頒布」の定義

第二十六条（頒布権）

著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

２　著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

第二条（定義）

十九　頒布　有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、映画の著作物には、劇場用の映画のほか、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など、録画された動く映像が含まれると説明しています。

特定少数の人への譲渡や貸与でも、公衆に上映する目的なら、頒布権が働くとしています。

頒布権は、適法に譲渡された後の再譲渡にも及ぶとしています。

ただし、市販のビデオや家庭用ゲームソフトのように、公衆に見せることを目的としないものは、一度適法に譲渡されれば、その後の再譲渡には及ばないとした、平成14年4月25日の最高裁判決を紹介しています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 21ページ（頒布権）

図解 劇場用の映画と、市販のソフト

一度適法に譲渡された後、再び譲渡するとき（文化庁テキストの説明による）

劇場で上映するための映画フィルムなど

- 公衆に見せることが目的

市販のビデオ・DVD・家庭用ゲームソフト

- 公衆に見せることを目的としない

まとめ

まとめ

1. 頒布権は、映画の著作物だけの権利で、コピーの譲渡と貸与の両方を含む（第26条）。
2. 映画には、アニメ、ゲームソフトの映像部分なども含まれる。
3. 市販のソフトは、一度適法に譲渡されれば、その後の再譲渡には頒布権が及ばない（平成14年の最高裁判決）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken